

(取りまとめまでの経緯)

- 令和4年8月、「旧統一教会」問題に関して、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間での情報共有、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣を主宰として設置
- 令和4年8月18日(第1回)、同年9月30日(第2回)、同年11月10日(第3回)を開催。第3回において、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」を取りまとめ。

⇒ 同取りまとめに基づき、**法テラスを中核とした関係機関、団体のネットワーク化による総合的な相談体制を構築し、切れ目のない支援**を行うこととされた。



各関係省庁等において、取りまとめに基づき、被害者からの相談に適切に対応しつつ、各取組を推進。
そのほか、**関係省庁連絡会議として以下の取組を行った。**

1) 相談対応の充実強化

〔取りまとめ・4(2)キ体制・環境の整備、4(7)ウ国民向けQ&Aの周知関係〕

- 適切な相談体制の整備(令和5年8月)
関係省庁等のいずれの相談窓口においても、均一的な対応をとることのできるよう、従前の相談対応において培ったノウハウを整理し、その内容を関係省庁において共有。また、その内容を各関係省庁の関係機関に周知

- 国民向けQ&Aの改訂(令和5年8月)
消費者契約法の改正、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の制定・施行や関係省庁の新たなガイドラインの策定等を受け、国民向けに法制度や相談窓口を案内するQ&Aを改訂し、周知

2) 「こども・若者の救済」の充実強化

〔取りまとめ・4(6)こども・若者の救済関係〕

- こどもを守る地域ネットワークの活用(令和5年2月)
要保護児童対策地域協議会(こどもを守る地域ネットワーク)を活用し、いわゆる2世・3世の支援を行うことを関係省庁で申合せ
- 自治会、町内会への協力要請(令和5年3月)
児童虐待への対応に関するリーフレットを作成
地方公共団体の担当部局を通じて自治会・町内会等に対し、リーフレットを周知するなどし、自ら声を上げることができないこどもに対する支援への協力を要請
また、リーフレット等について、関係省庁の関係機関にも周知

法務省権調第47号
令和5年3月27日

法務局人権擁護部長 殿
地方法務局長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長
(公 印 省 略)

こどもを守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会の取組について（通知）

昨年11月10日に開催された「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において、それまでの相談状況等を踏まえ、被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策について申合せが行われ、いわゆる宗教2世・3世対策として「こども・若者の救済」に関する施策を実施していくこととなりました。

その具体の一つとして、同会議では、別紙1のとおり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づきこどもを守る地域ネットワークとして各市区町村が設置している要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を活用し、関係機関等がいわゆる宗教2世・3世（児童）に係る虐待、生活困窮等の事例を発見した場合には、必要に応じ、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）に対し、個別ケース検討会議の開催を要請し、同会議でこどもへの支援内容を協議するなど地域における連携を強化することが確認され、関係省庁から関係機関等に対し、協力要請を行うこととされたところです。

つきましては、平成19年5月11日付け法務省権調第219号当職通知等において、人権侵犯事件の調査若しくは処理又は情報の収集に当たって有益であるとして、要対協への参加を求めてきたところですが、上記「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の確認事項を踏まえ、下記の点に留意して、対応するよう配意願います。

おって、別紙2（本月23日付け法務省権調第42号当職依頼）のとおり、総

務省自治行政局市町村課長及び地方公共団体の担当部局を通じ、自治会・町内会等に対し、別紙1の取組及び児童虐待への対応のポイントが記載されたリーフレットを周知するとともに、宗教2世・3世を含む地域のこどもが問題を抱えているような場合には、必要に応じ、市区町村の児童福祉部門又は児童相談所へ連絡するなどの協力が得られるよう、協力を要請していることを申し添えます。

記

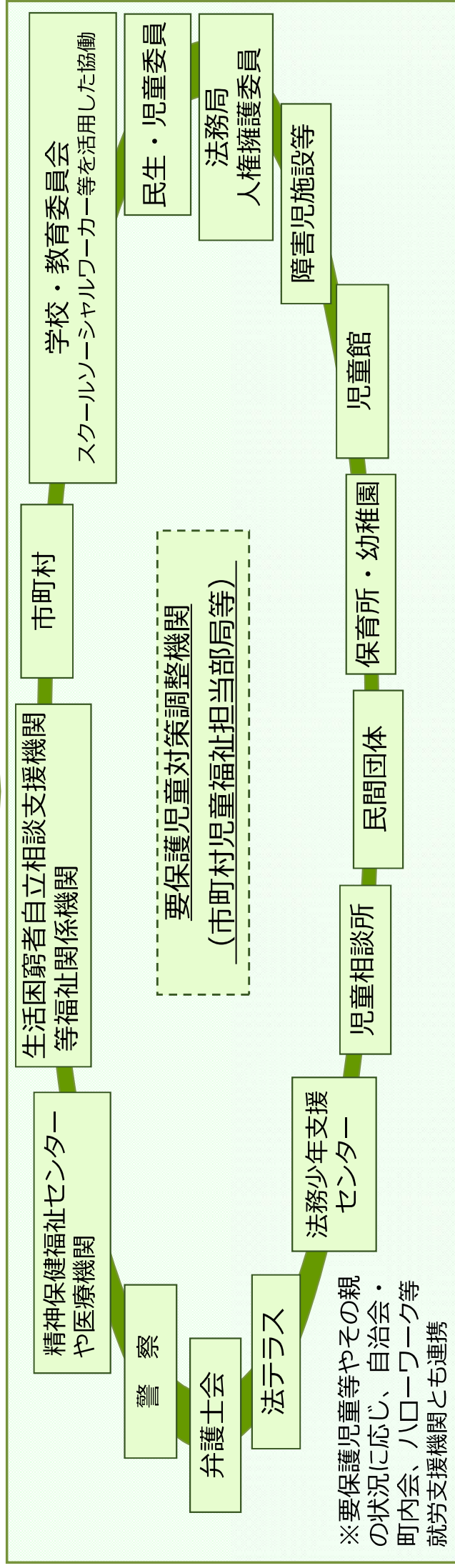
- 1 令和4年10月6日付け法務省権調第71号当職及び当局人権啓発課長依命通知の記3記載の対応を組み合わせて講ずることが望ましいと考えられる場合等の必要に応じ、調整機関に対し、個別ケース検討会議の開催を要請し、同会議において、人権侵犯事件の事案について当該対応等被害者救済のための措置をとるよう、関係機関に対して依頼するものとする。
- 2 調整機関から上記1以外の個別事案に係る個別ケース検討会議への参加要請があった場合には、これに応じるとともに、人権侵犯事件の端緒となる事実に接し、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省令第2号）第2条の目的に照らして相当と認めるときは、同規程第8条第2項に基づき、遅滞なく前掲法務省第71号依命通知の記3記載の対応等必要な調査を行うものとする。
- 3 前掲法務省権調第219号通知の記2なお書き及び3にかかわらず、本局又は支局の所在地の市町村以外の市町村（特別区を含む。）が設置した要対協について、本局又は支局も積極的に参加するものとする。

こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用

【要保護児童対策地域協議会】

- ・ 1,738市町村（全市町村の**99.8%**）に設置済み。要保護児童等の支援に関する情報の交換や支援内容の協議を実施。
- ・ 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等の連絡調整を行う「**要保護児童対策調整機関**」を設置。
- ・ 関係機関等に**守秘義務**が設けられており、**個別ケース検討会議**を積極的に開催。
- ・ 関係機関等は、協議会からの資料又は情報の提供等必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずる努力義務。

支援に関連する機関・団体によるネットワークの構築



【取組内容】

- ① 支援に関連する機関・団体は、可能な範囲で、各市町村設置協議会に参加
- ② 関係機関等は、要保護児童等に関する事例について、必要に応じ、要保護児童対策調整機関に対し、個別ケース検討会議の開催を要請。同会議において支援内容を協議、実施及び進行管理。
- ③ 宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&Aをこの枠組みでも周知し、寄り添った支援を実施。

法務省権調第 4 2 号
令和 5 年 3 月 2 3 日

総務省自治行政局市町村課長 殿

法 務 省 人 権 擁 護 局 調 査 救 済 課 長
（「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議事務局担当）
（ 公 印 省 略 ）

こどもを守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力について（依頼）

昨年 1 1 月 1 0 日に開催された「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において、それまでの相談状況等を踏まえ、被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策について申合せが行われ、いわゆる宗教 2 世・3 世対策として「こども・若者の救済」に関する施策を実施していくこととなりました。

その具体の一つとして、同会議では、別紙 1 のとおり、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づきこどもを守る地域ネットワークとして各市区町村が設置している要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関等がいわゆる宗教 2 世・3 世（児童）に係る虐待、生活困窮等の事例を発見した場合には、必要に応じ、要保護児童対策調整機関に対し、個別ケース検討会議の開催を要請し、同会議でこどもへの支援内容を協議するなど地域における連携を強化することが確認され、関係省庁から関係機関等に対し、協力要請を行うこととしたところです。

こどもは、自ら声を上げることが困難であることを踏まえると、地域社会全体でこどもを見守り、必要に応じ、積極的に支援することが重要です。

こうしたことを踏まえ、平素から住民相互の連絡、環境の整備等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている自治会・町内会等に対し、前記ネットワーク等についての情報を提供することが効果的であると考えられます。

については、地方公共団体の担当部局を通じ、自治会・町内会等に対し、別紙

1 の取組及び別紙 2 の児童虐待への対応のポイントが記載されたリーフレットを周知いただき、宗教 2 世・3 世を含む地域のこどもが問題を抱えているような場合には、必要に応じ、市区町村の児童福祉部門又は児童相談所へ連絡いただくなどの協力が得られるよう、特段の御配慮をお願いします。

【連絡先】 法務省人権擁護局 石井
同局 調査救済課 佐藤

電話番号：03-3580-4111

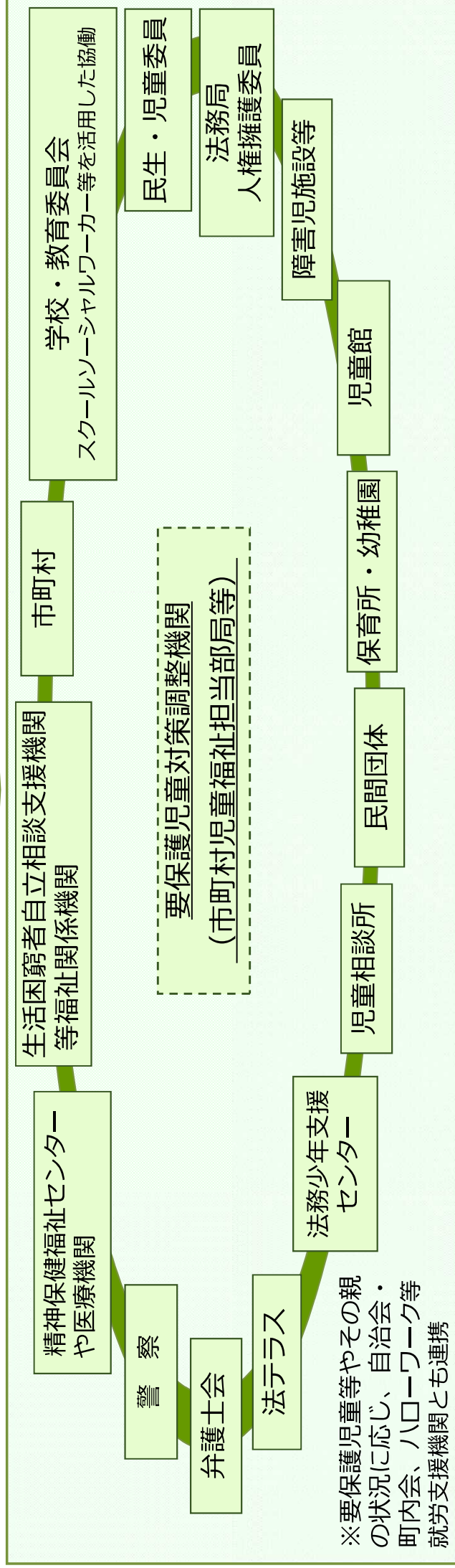
(内線：6899・5706)

こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用

【要保護児童対策地域協議会】

- ・ 1,738市町村（全市町村の**99.8%**）に設置済み。要保護児童等の支援に関する情報の交換や支援内容の協議を実施。
- ・ 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等の連絡調整を行う「**要保護児童対策調整機関**」を設置。
- ・ 関係機関等に**守秘義務**が設けられており、**個別ケース検討会議**を積極的に開催。
- ・ 関係機関等は、協議会からの資料又は情報の提供等必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずる努力義務。

支援に関連する機関・団体によるネットワークの構築



【取組内容】

- ① 支援に関連する機関・団体は、可能な範囲で、各市町村設置協議会に参加
- ② 関係機関等は、要保護児童等に関する事例について、必要に応じ、要保護児童対策調整機関に対し、個別ケース検討会議の開催を要請。同会議において支援内容を協議、実施及び進行管理。
- ③ 宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&Aをこの枠組みでも周知し、寄り添った支援を実施。

地域の活動でこどもたちや保護者に関わる
みなさまへ

児童虐待への対応のポイント

～見守り・気づき・つなぐために～

やめよう！
たたく



やめよう！
どなる



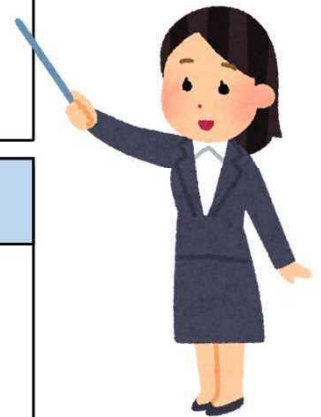
【市区町村の名称を記入】

児童虐待とは？

児童虐待とは？

児童虐待は、しつけ※とは異なり、こどもの成長と人格形成に深刻な影響を与えるものです。次の4つに分類されます。

身体的虐待 <ul style="list-style-type: none">● 殴る、蹴る、叩く、激しくゆさぶる、おぼれさせる● 家の外にしめだす● 意図的に病気にさせる など	性的虐待 <ul style="list-style-type: none">● こどもへの性的行為● 性器を触らせる● 性的行為を見せる など
ネグレクト <ul style="list-style-type: none">● 重大な病気になっても病院に連れて行かない● 乳幼児を家に残したまま外出する● 適切な食事を与えない など	心理的虐待 <ul style="list-style-type: none">● 言葉によっておどかさず、無視する● 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする● 面前での家庭内暴力 など



※ **しつけに際して、体罰を加えることは法律で禁止**されています。

(体罰等によらない子育てに向けては、厚生労働省のホームページを参照ください。)

- 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～
→ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>



こどもにどんな影響を及ぼすの？

身体的影響

- 外傷、栄養障害、体重増加不良、低身長 など

知的発達面への影響

- 安心できない環境での生活などにより、知的発達が十分得られない可能性 など

心理的影響

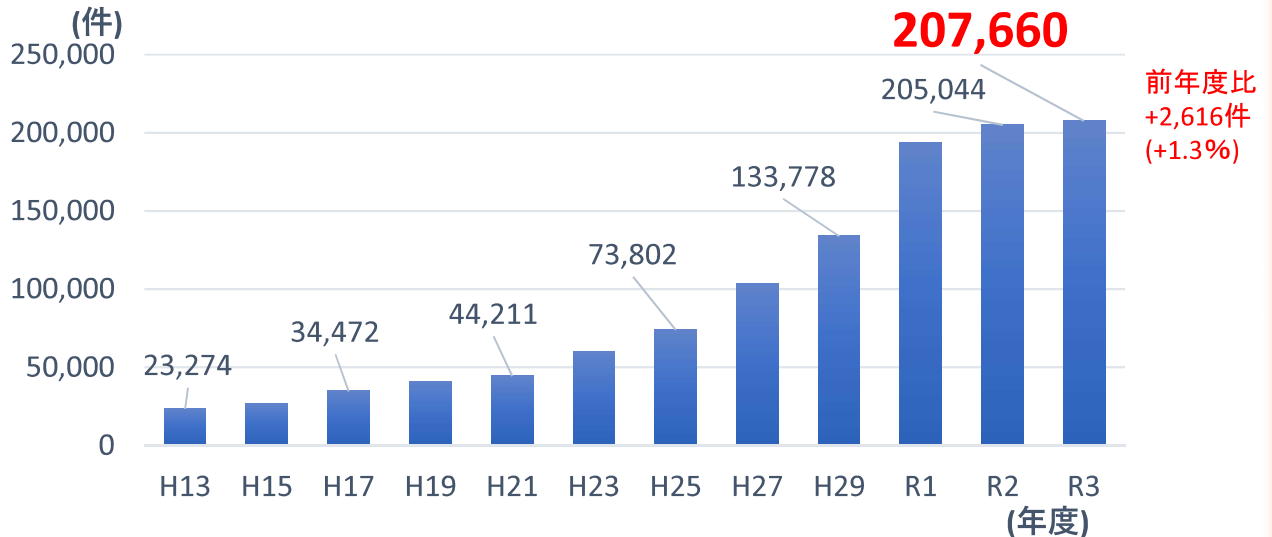
- 他人を信頼して愛着関係を形成することが困難
- 自己肯定感が持てない状態
- 受けた心の傷が適切な治療を受けないまま放置されると、思春期等になって問題行動が出る など



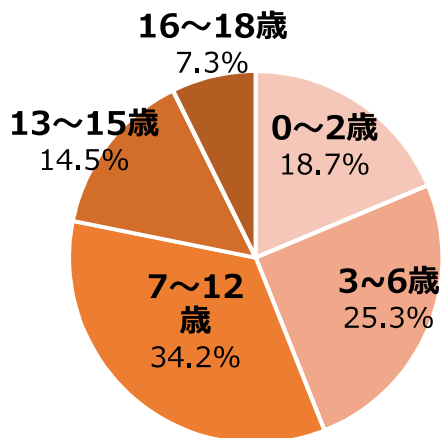
児童虐待の現状

全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数

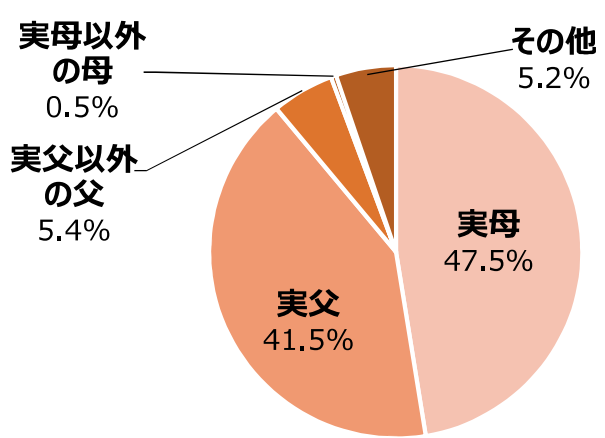
相談対応件数は年々増加しており、令和3年度は前年度に比べ、**2,616件 (1.3%)** 増加しています。



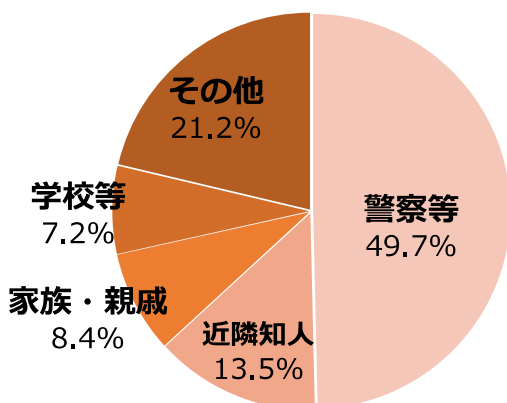
虐待を受けた子供の年齢(令和3年度)



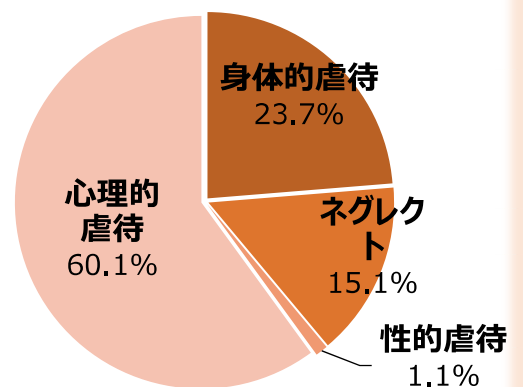
虐待をした主な者(令和3年度)



相談の主な経路(令和3年度)



虐待相談の内容(令和3年度)

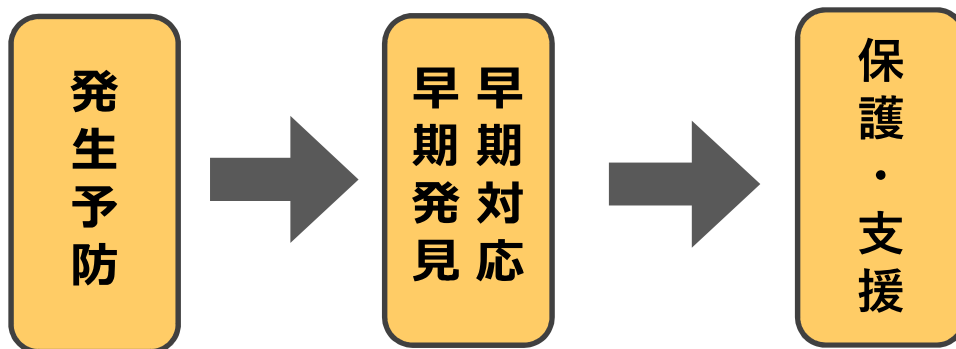


出典：令和3年度福祉行政報告例(厚生労働省)より作成

こどもたちを守るために

児童虐待防止の流れ

児童虐待を防止するためには、以下のフローの中で、様々な関係者が適切に対応することが必要になります。



地域社会全体でこどもたちを育む体制づくり

虐待をしてしまう保護者は、子育てなどに困りごとや悩みごとを抱えている保護者でもあります。みなさまの活動を通じて、保護者が安心して子育てできる環境づくり、すべてのこどもたちの成長を地域全体で支えていける体制づくりを進めていくことが必要です。



気づきや声かけが重要です

日々の活動での気づきが早期発見に

地域における活動は、日常的に多くの保護者や子どもたちと触れ合います。**いつもと違う様子や言動**など、みなさまの気づきが早期発見につながります。



活動を通じたつながりや声かけが未然防止に

児童虐待は、**地域からの孤立**や**サポートの薄さ**、**育児ストレス**などの様々な要因が複雑に絡み合っ起こると考えられています。

みなさまの声かけや日頃からのつながりが、保護者の不安を軽減することにもつながります。



児童虐待のサイン

衣服やからだがい
いつも汚れている

いつも泣き叫ぶ声
がする

子育てに拒否的・
無関心

不自然な傷や打撲
のあと

こどものけがの
説明が不自然

夜遅くまで一人で
家の外にいる

いつも怒鳴り声
がする



いつもの様子と違うかも？と思ったら

ためらわずに連絡を！

- ✓ 虐待かもと思ったらすみやかに連絡できるよう、関係機関の連絡先を事前に確認しておきましょう。

【市区町村（児童虐待対応担当部署）】



- ・いつもの様子と違うかもと思ったら、こどもの利益を一番に考え、ためらわずに連絡（通告）しましょう。連絡した方に関する秘密も守られます。
- ・市区町村によって、担当部署や相談窓口の名称は異なりますので、事前に確認しておきましょう。

【児童相談所】

以下のような場合は、児童相談所に連絡しましょう。

- ① こどもが家に帰りたくないと言っている場合
- ② こどもだけで生活しているなど保護者の存在が不明な場合



児童相談所



【警察】



こどもの身体・生命に対する危険性や緊急性が高いと思われる場合には、警察に連絡してください。

連絡するときは何を伝えればいいの？

- ✓ 対応する職員等から質問もありますが。以下のような内容について、分かる範囲で答えれば問題ありません。

- ◆ こども・保護者の氏名、年齢
- ◆ 気になったきっかけやその具体的な内容 など



赤枠実線は追加した問、
赤枠点線は大きく変更
を加えた問である。

お悩みの解決のヒントとなるQ & A

令和5年8月10日

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

Q 1. 宗教団体に対してお金等の財産を寄附してしまった場合でも、寄附した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

Q 2～Q 6 のとおり、民法や消費者契約法及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」という。）に基づいて寄附（契約等）を取り消したり、不法行為に基づく損害賠償を請求したりすることができる場合があります。

Q 2. どのような場合に、民法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

最終的には個別具体的な事案に応じた裁判所の判断になりますが、公序良俗に反する（社会的な妥当性を欠くなど）ものとして無効を主張したり、錯誤、詐欺又は強迫を理由として取り消すことができる場合があります。

Q 3. どのような場合に、消費者契約法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

最終的には個別具体的な事案に応じた裁判所の判断になりますが、靈感等の特別な能力により消費者【又はその親族】の生命、身体、財産その他重要な事項について、そのままでは【現在生じ、若しくは】将来生じ得る重大な不利益を回避することができないと不安を感ずる、【又はそのような不安を抱いていることに乗じて、】不利益を回避するためには契約が必要不可欠と告げたときは、契約を取り消すことができる場合があります。

※消費者契約法改正により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲の【 】内の部分が拡大されました（令和5年1月5日施行）。

Q 4. どのような場合に、不当寄附勧誘防止法に基づいて寄附を取り消すことができますか。

最終的には個別具体的な事案に応じた裁判所の判断になりますが、寄附勧誘を行う法人等が、靈感等による知見を用いた告知等といった行為をしたことにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示をしたときなど、不当寄附勧誘防止法に基づいて寄附を取り消すことができる場合があります。

詳しくは[こちら](#)を御覧ください。

Q 5. どのような場合に、不法行為に基づく損害賠償を請求することができますか。

すか。

宗教団体の信者が寄附や物品の購入等を勧誘する行為が、その目的、態様、結果等に照らし、社会的に相当な範囲を逸脱する場合には、当該勧誘により寄附や物品の購入等を行った者は、当該信者等に対し、不法行為に基づく、損害賠償を請求することができる場合があります。

Q 6. 不当寄附勧誘防止法の成立・施行が、民法上の不法行為の認定に役立つ可能性はありますか。

不当寄附勧誘防止法第3条では、法人等が寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない義務を規定しています。この規定は、配慮義務に反した勧誘が法人等によってなされた場合における民事的な法的効果を直接規定するものではありませんが、配慮義務として法律に定められることで、民法上の不法行為（民法第709条）の認定やそれに基づく損害賠償請求が容易になることが考えられます。

Q 7. 本人が宗教団体に対して寄附した財産を取り戻そうとしない場合でも、家族が、本人が寄附した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

家族等の第三者であっても、本人に対する債権を有するなど一定の場合には、本人が宗教団体に対してした寄附を取り消すなどすることによって、寄附した財産を取り戻すことができる場合があります。

Q 8. 10年前にした寄附であっても、契約を取り消したり、損害賠償を請求したりすることはできますか。

このような場合でも、契約を取り消したり、損害賠償を請求したりすることができる場合がありますが、寄附から時間が経っている場合には消滅時効に注意する必要があります*。

*消費者契約法改正により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲が拡大されるとともに行使期間が伸長されました。行使期間の伸長は、改正前の当該取消権の対象となるものでかつ改正法施行時点（令和5年1月5日）において時効が完成していないものにも適用されます。

Q 9. 金銭的トラブルについて相談できる場所はありますか。

- [法テラス・サポートダイヤル](#)（法制度等情報提供）：0570-078374
- [消費者ホットライン](#)（消費生活相談）：188
- [警察相談専用電話](#)（犯罪被害等相談）：#（シャープ）9110

Q10. 知り合いが、法人等から不当な勧誘を受けて寄附をした結果、その家族の生活レベルが著しく低下し、学費や食費にも事欠くような状態が生じているようです。このような不当な寄附の勧誘に関する情報提供ができる窓口はありますか。

○ 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供の窓口：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/inquiry/（消費者庁ウェブサイト）

Q11. 霊感商法の被害に遭わないために、どのようなことに気を付ければいいですか。相談できる場所、被害事例や対策を知ることができる場所がありますか。

少しでも違和感を覚える勧誘を受けたら、その場では絶対に契約・支払をしないことが大切です。詳しくは、[消費者ホットライン](#)に御連絡いただくか、[国民生活センター](#)のホームページを御覧ください。

Q12. 私はこどもですが、親と宗教についての考え方が違う部分があります。こどもである私にはどのような権利が保障されているのでしょうか。また、両親が宗教活動に没頭して食事等の面倒をみてくれません。相談できる場所がありますか。

全てのこどもは、個人として尊重され、信教の自由を含め、基本的人権が保障されています。以下の窓口にお電話ください。

○ [児童相談所虐待対応ダイヤル](#)（児童虐待通報）：189（いちはやく）

○ [こどもの人権110番](#)（人権相談）：0120-007-110

Q13. ひとり親家庭のこどもですが、いつも親の帰りが遅く、夕食の準備がないまま、ひとりで夜遅くまで留守番をしています。夕方以降も誰かと一緒に過ごすことができる場所がありますか。

お近くの市区町村のひとり親家庭支援担当部署（子育て支援課など名称は様々です。）まで御相談ください。

Q14. 親から信仰上の理由により行動を制限されていますが、児童虐待に当たる場合はあるのでしょうか。また、どこに相談した方がいいですか。

児童虐待に当たるかどうかは、こどもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されますが、保護者の信仰を理由とするものであっても、例えば、こどもに身体的暴行を加えたような場合には、児童虐待に該当する場合があります。以下の窓口で御相談ください。

○ [児童相談所虐待対応ダイヤル](#)（児童虐待通報）：189（いちはやく）

Q15. 学校で宗教などを理由にいじめがあった場合、相談できる場所はありますか。

全国どこからでも相談することができます。以下の窓口にお電話ください。

○ [24時間子供SOSダイヤル](#)（いじめ相談）：0120-0-78310

○ [こどもの人権110番](#)（人権相談）：0120-007-110

学校では、教員のほかにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談することができます。

Q16. 私は、高校に進学したいと思っていますが、学費が払えるか心配です。進学に係る経済的な支援制度はありますか。

詳しくは、お住まいの自治体担当者等に御相談ください。

① 授業料支援（高等学校等就学支援金）の場合

・ 公立高校等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm

・ 私立高校等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

・ 国立高校等

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室
高校修学第一係

（電話番号：03-5253-4111【内線3577】）

② 授業料以外の教育費支援（高校生等奨学給付金）の場合

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

Q17. 私は、興味のあることを学べる大学や専門学校に進学したいと考えていますが、進学資金がありません。何か経済的な支援制度はありますか。

文部科学省では、進学のを確保できるよう、授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて行う「高等教育の修学支援新制度」及び貸与型奨学金による支援を実施しています。

詳しくは、[日本学生支援機構](#)奨学金相談センターまでお問い合わせください。

（電話番号）0570-666-301

Q18. 両親が多額の献金をしているため生活が苦しく、自立したいと考えています。相談できる場所はありますか。

お近くの[自立相談支援機関](#)に御相談ください。

Q19. 就労に関してブランクがあり、就職活動の仕方もよく分かりません。就職に向けて相談できる場所はありますか。

- [ハローワーク](#)
- [地域若者サポートステーション](#)（通称サポステ）

Q20. 様々な困難に直面してやる気が出ず、うつ病かもしれません。相談できる場所はありますか。

お近くの[精神保健福祉センター](#)に御相談ください。

Q21. 過去数十年入信していたことを悔いており、気分が晴れません。相談できる場所はありますか。

- [孤独・孤立対策担当室ウェブサイト（チャットボット）](#)
- [よりそいホットライン](#)（電話相談）：0120-279-338
（岩手・宮城・福島県からは0120-279-226）

Q22. 海外にいる信者である親族の所在を知りたい。相談できる場所はありますか。

- 外務省領事局海外邦人安全課：03-3580-3311（内線5144）
まずはお電話でお問い合わせください。

Q23. 海外にいる日本人信者ですが、相談できる場所はありますか。

- 各国の[在外公館](#)まで御相談ください。